

感染拡大防止対策を行う事業者を支援します！

上三川町新型コロナウイルス 感染拡大防止対策助成金について

上三川町では、町内に事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行う事業者に対し、その対策に係る費用の一部を助成します。

対象事業者（申請要件）

次に掲げる全てを満たす事業者（法人・個人問わず）

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年1月から8月までの任意の月の売上高が前年同月比30%以上減少していること。
- (2) 申請時点において、町内に事業所を有し（法人の場合は登記上の本店を有すること）、今後も町内において事業を継続すること。
- (3) 町税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団、暴力団員等又は密接関係者でないこと。
- (5) 申請時点において、上三川町商工会で実施している新型コロナウイルス感染拡大防止対策取組宣言事業所の登録を行っていること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者でないこと。
- (7) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。

申請受付期間

令和2年7月13日（月）から10月30日（金）まで ※当日消印有効です
（令和2年1月1日から9月30日までの期間内に支払った代金が対象）

申請方法

申請書類は、郵送で提出してください。感染拡大防止のため、原則、対面での受付等はいりませんのでご理解ください。上三川町ホームページから申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、次の宛先に郵送してください。（申請書類は、上三川町商工会でも入手可能です。）

（宛先）〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

上三川町商工課商工振興係 ※切手を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

制度に関するお問合せ先	上三川町商工課商工振興係 (電話) 0285-56-9150
申請手続きに関する相談窓口	上三川町商工会 (電話) 0285-56-2206

【裏面に申請書類及び助成金額の一覧があります】

ステップ1から3の手続きを完了しないと助成金は交付できません。

▽ステップ1 申請書類を提出

- 1 交付申請書（別記様式第7号）
- 2 事業計画書（別記様式第8号）
- 3 収支予算書（別記様式第9号）※補助対象経費は、税抜きの金額となります。収支予算書を作成するときは、税抜きの金額を計上してください。
- 4 誓約書（別記様式）※宣言番号の記載漏れにご注意ください。
- 5 個人事業主の場合は、開業届、ホームページ等のいずれかの写し
法人の場合は、登記事項証明書、商業登記簿謄本等のいずれかの写し
- 6 申請金額根拠資料（申請前に既に購入済みの場合は領収書、申請後に購入する場合は見積書など）の写し
- 7 対象月の前年の確定申告書類の写し
※法人の場合は法人事業概況説明書（対象項目すべて）、個人の場合は所得税申告書B第一表及び所得税青色申告決算書の控え（白色申告の場合は、所得税申告書B第一表の控えのみ）
- 8 売上の状況を示した書類（対象月の売上及び前年同月の売上が記載されているもの（帳簿等）の写し）

※上三川町新型コロナウイルス緊急支援助成金又は上三川町テイクアウト導入支援助成金の交付決定を受けている場合は、No. 5、7及び8の書類を省略できます。

※補助対象経費の支払方法は、現金払い、口座振込、クレジットカード払いのみとなります。電子マネー及び店舗等が発行するポイントでの支払いは、認められませんのでご注意ください。

※口座振込及びクレジットカード払いにより領収書が発行できない場合は、利用明細書と注文明細書を添付してください。

※提出された申請書類を審査したのち、補助金交付決定通知書を町から送付いたします。

▽ステップ2 事業完了後、実績報告書類を提出

- 1 実績報告書（別記様式第16号） ※支出の内容及び金額を確認できる書類（補助対象経費の領収書）を添付してください
※事業実施が確認できる書類として、購入した物品等の写真を添付してください
- 2 事業報告書（別記様式第17号）
- 3 収支決算書（別記様式第18号）

※万が一、交付決定した金額から変更があった場合は、実績報告書を提出する前に、変更申請書を提出して、新たに変更決定通知書を受ける必要があります。詳しくは町商工課までご相談ください。

※提出された実績報告書類を審査したのち、補助金額確定通知書を町から送付いたします。

▽ステップ3 補助金額確定通知書を受けた後、請求書を提出

- 1 補助金交付請求書（別記様式第20号） ※補助金交付決定通知書の写しを添付してください
※補助金額確定通知書の写しを添付してください
- 2 口座振込先が分かる書類（申請者名義の通帳の写し（金融機関・支店名・名義人、口座番号を記載した部分））

助成金額について

補助対象経費	<p>町内事業所で行う感染拡大防止対策を実施するに当たり、必要となる経費として次に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの期間内に代金を支払い、その事実が証明できるもの</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 飛沫感染予防資材費<ul style="list-style-type: none">・ 防護眼鏡、アクリルパネル等・ マスク(2) 接触感染予防資材費<ul style="list-style-type: none">・ 手洗い、うがい、消毒用の薬剤・ 清掃資材 等(3) 空気感染予防設備費<ul style="list-style-type: none">・ 密閉空間を解消する換気扇設置等・ 網戸・ 空気清浄機(4) 感染が疑われる者の把握器具費<ul style="list-style-type: none">・ 非接触型体温計 等 <p>※パソコン、タブレット端末、プリンター等の機器、その他 汎用性が高いものは除く。 ※事務的経費（事務消耗品、通信運搬費）は除く。 ※既に他の助成事業等に申請している場合、重複したものは除く。</p>
助成金額	上限10万円（補助対象経費の2分の1以内の額）